



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

923	平成26年度自衛官募集	(市町村課).....	1
924	生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課).....	3
925	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(長寿社会課).....	3
926	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	3
927	"	(").....	4
928	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	4
929	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	4
930	救急病院の認定	(医務課).....	4
931	血深井土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	5
932	保安林の指定	(森林整備課).....	5
933	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	5
934	保安林の指定施業要件の変更	(").....	6
935	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6
936	貸付金の償還金の収納事務の委託	(教育委員会).....	6

○ 公告

入札公告	(総務事務集中課).....	7
------	----------------	---

○ 諸報

和歌山県市町村職員共済組合の平成25年度決算の要旨	(和歌山県市町村職員共済組合).....	9
---------------------------	----------------------	---

○ 正誤

平成26年7月4日付け和歌山県報第2570号和歌山県告示第889号中	10
------------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第923号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成26年度募集について、次のとおり告示する。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集種目及び採用時期

(1) 募集種目

自衛官候補生

(2) 採用時期

平成27年3月下旬から同年4月上旬まで

2 試験期日、試験場及び試験種目

(1) 3・4月要員（男子）

試験期日	試験場	試験種目
平成26年9月11日(木)	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
平成26年9月17日(水)	和歌山市	
平成26年9月28日(日)	和歌山市	
平成26年10月1日(水)	田辺市	
*平成27年3月に高等学校及び中等教育学校卒業予定者は、平成26年9月16日(火)以降の試験期日とする。 *試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。		

(2) 3・4月要員(女子)

試験期日	試験場	試験種目
平成26年9月25日(木)	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査

3 受付期間

(1) 3・4月要員(男子)

それぞれ試験期日の前日まで

(2) 3・4月要員(女子)

平成26年8月1日(金)から同年9月9日(火)まで

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であって、次のいずれにも該当しない者

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山一丁目15-25-301	0739-24-6219

新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449
---------	---------------------------------------	--------------

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を（1）の機関へ持参又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した（1）の機関に連絡すること。

6 採用予定者への通知

(1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。

(2) 不合格者には通知しない。

(3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

和歌山県告示第924号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社生駒管工	和歌山市榎原140番地の26	ぴーち	紀の川市桃山町市場151-3	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成26.4.14

和歌山県告示第925号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072100906	合同会社HAMADA	介護相談室あしたば	日高郡美浜町和田1235番地	居宅介護支援	平成26.7.1	平成32.6.30

和歌山県告示第926号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者

及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072201373	株式会社川本商会	クレール	田辺市新屋敷町5	福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具貸与	平成 26.7.1	平成 32.6.30

和歌山県告示第927号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072300738	社会福祉法人黒潮園	クレール高森	新宮市三輪崎2472-12	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成 26.7.1	平成 32.6.30

和歌山県告示第928号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011600115	サンライズケア 広川	有田郡広川町広52 -4	同行援護	有限会社優心の 郷	有田市糸我町西496 -1	平成 26.6.23

和歌山県告示第929号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011500224	愛里巢	有田市箕島861	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社愛里 巢	有田市箕島861	平成 26.7.1

和歌山県告示第930号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 向陽病院
- 2 所在地 和歌山市津秦40
- 3 有効期限 平成29年7月6日

和歌山県告示第931号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、血深井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第932号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市稲成町字勘代1788の4、1788の5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字勘代1788の4・1788の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第933号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第934号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第935号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3234	岩出市金池字荒神150番1の一部、182番の一部、183番の一部、151番8の一部、里道	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 曾和勝彦	平成 26.7.8	6.00 } 6.25 6.00	82.10 1.87

和歌山県告示第936号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、貸付金の償還金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託の相手方

ニッテレ債権回収株式会社

東京都港区芝浦三丁目16番20号

- 2 委託した貸付金の償還金
修学奨励金の貸付金の償還金に係る未収金のうち県の指定するもの
- 3 委託期間
平成26年7月15日から平成27年3月31日まで

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年7月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度及び調達案件番号
平成26年度 調達案件番号20140016605号
 - (2) 調達案件名
水槽付消防ポンプ自動車
 - (3) 調達物品の名称及び数量
水槽付消防ポンプ自動車 一式
 - (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
平成27年3月20日（金）
 - (6) 納入場所
和歌山県消防学校（和歌山県和歌山市冬野687-1）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「自動車」に登録されている者であること。
また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
 - (2) 期間
平成26年7月18日（金）から同年8月1日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成26年8月8日（金）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成26年8月7日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成26年8月7日（木）午前9時から同月8日（金）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除

く。)には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Firefighting pump car with water tank : 1set

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 8 August 2014

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288

諸 報

和歌山県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項の規定に基づき、平成25年度決算の要旨を公告する。

平成26年7月18日

和歌山県市町村職員共済組合
理事長 小 出 隆 道

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
9	20	1	41	71

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員種別	一般	市町村長	特定消防	長期組合員	任意継続	合計
組合員数(人)	12,132	29	1,411	2	240	13,814
給料月額(百万円)	3,823	18	432	1	78	4,352
一人当たり給料月額(円)	315,089	641,376	306,255	481,600	323,602	315,044

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位:人)

経理単位	業務	保健	貯金	貸付	合計
人員	18	3	1	1	23

4 損益計算書の要旨 (単位:千円)

経理区分		短期	長期	預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
収	負担金	4,291,632	11,846,139		141,983	166,387		
	掛金	4,407,105	6,622,887			161,864		
	高額医療交付金	80,120						
	育児・介護休業手当金交付金	279,941						
	組合員貸付金利息							116,455
	保険料充当金							618
	連合会交付金	5,936			55,425			15,077
	利息及び配当金	313		99,864	661	726	315,014	190
	その他の収入	22,785			143	19	6,586	
	他経理から繰入金				26,227			
前年度支払準備金	612,775							
計	9,700,607	18,469,026	99,864	224,439	328,996	321,600	132,340	
支	給付金	3,902,584						
	職員給与				109,935	29,089	8,061	3,534
	厚生費				113	310,445	3	12
	旅費・事務費				9,050	3,472	2,799	955
	委託費				5,147	6,526	2,120	1,198
	貸借料				2,189	1,216	1,087	275
	負担金				24,590	5,358	2,422	1,882
	連合会分担金					3,606		
	支払利息			99,864			132,719	98,677
	前期高齢者納付金	2,286,980						
	後期高齢者支援金	1,523,949						
	老人保健拠出金	51						
	退職者給付拠出金	366,105						
	介護納付金	625,353						
	連合会払込金	106,883	18,469,026		57,806			6,603
連合会拠出金	285,002							
他経理へ繰入金	26,227							
その他の支出	5,956			4,078	21,323	1,334	23,994	
次年度支払準備金	603,159							
前期損益修正損	2,245							
計	9,734,494	18,469,026	99,864	212,908	381,035	150,545	137,130	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 33,887	0	0	11,531	△ 52,039	171,055	△ 4,790	

5 貸借対照表の要旨 (単位:千円)

資産	流動資産	1,055,645	1,055,515	122,625	303,812	380,224	3,342,538	255,561
資産	固定資産			3,716,555	3,567	105	12,564,212	3,977,710
資産	繰延資産							
資産	資産合計	1,055,645	1,055,515	3,839,180	307,379	380,329	15,906,750	4,233,271
負債	流動負債	440,780	1,055,515		752	29,433	13,807,190	301
負債	固定負債	603,159		3,839,180	122,011	48,745	8,859	3,852,081
負債	負債合計	1,043,939	1,055,515	3,839,180	122,763	78,178	13,816,049	3,852,382
資本	資本剰余金							
資本	積立金							
資本	利益剰余金	11,706			184,616	302,151	2,090,701	380,889
資本	欠損金							
資本	資本合計	11,706			184,616	302,151	2,090,701	380,889
負債・資本	負債・資本合計	1,055,645	1,055,515	3,839,180	307,379	380,329	15,906,750	4,233,271

正 誤

正 誤

平成26年7月4日付け和歌山県報第2570号和歌山県告示第889号中

ページ	行目	誤	正
4	下から20	3 解除の理由 道路用地とするため	3 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）